

# 新型コロナウイルスワクチンの接種時期の変更について

## 変更内容の概要

- これまで、追加接種（3回目接種）の接種時期は、原則、2回目接種の完了から7か月以上経過後とされ、職域接種においては2回目接種の完了から7か月を前提とした接種計画に基づき配送されたワクチンの範囲内において、予約キャンセル等による未使用ワクチンも活用して、2回目接種完了から6か月以上7か月未満の間隔の接種対象者も接種可能としてきた。
- 今般、有効性・安全性を踏まえワクチンの添付文書が改訂され、予防接種法実施規則（昭和33年厚生省令第27号）が改正（令和4年5月25日）公布・施行され、追加接種（3回目接種）の接種時期は、**2回目接種の完了から5か月以上経過した後**とされた。
- よって、職域追加接種の対象者についても、「2回目接種の完了から5か月以上経過した者」とする。

### ○予防接種法実施規則（昭和33年厚生省令第27号）(抄)（下線は改正箇所）

（新型コロナウイルス感染症の予防接種の第一期追加接種）

第八条 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の第一期追加接種（次項及び次条において「第一期追加接種」という。）は、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うものとする。

一 （略）

二 前条第一項第二号に掲げるワクチンを初回接種の終了後五月以上の間隔において一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、  
○・二五ミリリットルとする方法

### 【令和4年5月25日 職域接種向け手引き改訂（下線は改正箇所）】

旧	新
<p>令和4年3月以降は、初回接種の完了から7月以上の接種間隔において追加接種を行うこと。</p> <p>なお、配送されたワクチン量の範囲内において、予約キャンセル等により配送されたワクチンに余剰が発生した場合、接種対象者の中で前倒しを行い、初回接種の完了から6月以上7月未満の接種間隔での追加接種を実施した場合でも、予防接種法上の予防接種として認められること。</p>	<p>令和4年5月25日以降は、初回接種の完了から5月以上の接種間隔において行うこと。</p>

### 3 回目の職域接種における接種時期の変更に関するご質問（QA）

**Q1.** 令和4年5月25日より、初回接種の完了から5か月以上の間隔で3回目接種が可能になったが、3回目の職域接種を実施している会場においては、どのような対応を行う必要があるのか。

- 令和4年5月25日以降も3回目の職域接種を実施する接種会場におかれては、
  - 接種対象者に対して、初回接種の完了から5か月以上が経過すれば3回目接種を受けることが可能**である旨を**周知いただく**とともに、
  - 接種対象者より、初回接種完了から5か月以上経過した時点での接種の希望があった場合は、当該者に対し、**配送されたワクチン量の範囲内で、当該ワクチンを活用して3回目接種を実施**してください。
- なお、今般の接種間隔の変更により、**登録済みの接種計画の変更**が必要な場合や、**新規に登録予定の接種計画の内容や登録のタイミングに変更**が必要な場合には、各クールの接種計画登録/変更締切に間に合うよう、**速やかにV-SYSから接種計画の登録・変更**を行ってください。
  - ※ 5月25日以降に変更可能な接種計画は第9クール以降であり、第9クールの接種計画登録/変更締切は6月7日15:00ですので、ご注意ください。

**Q2.** 令和4年5月25日以降に3回目の職域接種を実施する場合、接種計画は初回接種の完了から5か月の間隔を前提としないといけないのか。

- これまでに示している通り、初回接種の完了から7か月の間隔を前提とした接種計画に基づいて配送されたワクチン量の範囲内で、当該ワクチンを活用して、初回接種完了から5か月以上経過した時点での接種を希望する接種対象者の接種の実施が可能であれば、**必ずしも初回接種の完了から5か月の間隔を前提とした接種計画に変更する必要はありません**。
- 一方で、今般の接種間隔の変更により、**登録済みの接種計画の変更**が必要な場合や、**新規に登録予定の接種計画の内容や登録のタイミングに変更**が必要な場合には、各クールの接種計画登録/変更締切に間に合うよう、**速やかにV-SYSから接種計画の登録・変更**を行ってください。